

令和4年度大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金交付要領

(趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）は、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）に係る診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加により、ワクチン接種を促進するため、府内医療機関に対して、予算の定めるところにより、令和4年度大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知の別紙）及び令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年9月22日医政発0922第38号、健発0922第14号、薬生発0922第1号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 この協力金の交付対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、集合契約方式による市町村との委託契約を締結してワクチンの配分、供給が受けられる府内医療機関のうち、知事が適当と認めるものとする。

(対象事業等)

第3条 この協力金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び協力金の額は、別表のとおりとし、府の予算の範囲内で交付するものとする。

(実績報告)

第4条 交付対象事業者は、協力金の支給を受けようとするときは、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（様式第1号）
- (2) 個別接種促進のための支援事業に係る請求書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(協力金の交付)

第5条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等の審査を行い適正であると認めたときは、交付すべき協力金の額を確定し、交付対象事業者に通知するとともに、当該協力金を交付する。

(資料の保管等)

第6条 交付対象事業者は、実績報告の根拠となる（接種券付き）予診票の控え又は診療録等を保管し、府が求める場合にこれら書類の提示若しくはその写しの提出をしなければならない。これら書類の保管期間は、接種の実施年度の終了から5年間とする。

(立入調査)

第7条 知事は、協力金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、協力金の交付を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(協力金の返還等)

第8条 知事は、協力金の交付を受けた補助事業者が、以下(1)から(3)のいずれかに該当するときは、期限を定めて協力金の返還を命ずることができる。

(1) 正当な理由なく協力金の検査等を拒否したとき

(2) 協力金に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき

(3) 虚偽の申請その他の不正な方法によって協力金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第9条 この事業により協力金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、協力金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要領は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表

交付対象事業及び協力金の額

(1) 診療所への支援

①週100回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円

②週150回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合には、週150回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円

③50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。ただし、①、②の要件を満たさない週に属する日に限る。

(同一日に①、②及び③の支援重複は不可)

※令和4年10月以降においては、①から③の取組にかかる支援を受ける診療所は、下記のとおり接種体制を用意していること。

・①、②の取組においては、週100回（150回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意(※1)していること。

・③の取組においては、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意(※1)していること。

(2) 病院への支援

①令和4年11月までに、50回以上／日の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。

※令和4年10月以降においては、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意(※1)していること。

②特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合には、以下の支援単価による所要額を病院に交付する。

医師	1人1時間当たり	7,550円
看護師等(※2)	1人1時間当たり	2,760円

※1 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない）

※2 看護師等は、接種業務に従事した者を指し、薬剤師・事務職員を含む。